

小児薬物療法認定薬剤師制度実施要領（改正前後比較表およびQ & A）

改正前	改正後
<p>5. 認定の更新</p> <p>更新に必要な単位は、(1)の①および②に定める必須単位を含む30単位以上とし、毎年5単位以上を取得すること。・・・(以下略)</p> <p>(1) 認定の更新は以下の方法による。</p> <p>① (略)</p> <p>②業務等実績報告</p> <p>1) 必須業務実績報告</p> <p>認定の有効期間内に実践した異なる種類の小児薬物療法に関する薬学的ケアの報告を15例(ただし、毎年3例以上): 1単位/症例</p> <p>なお、研修センターは「必須業務実績報告」を評価するため、「必須業務実績報告評価者」を委嘱する。</p>	<p>5. 認定の更新</p> <p><u>最初の更新に必要な単位は、(1)の①および②に定める必須単位を含む30単位以上かつ各年5単位以上、2回目以降の更新に必要な単位は、(1)の①に定める必須単位を含む20単位以上かつ各年3単位以上とする。・・・(以下略)</u></p> <p>(1) 認定の更新は以下の方法による。</p> <p>① (略)</p> <p>②<u>業務等実績報告(附則も参照)</u></p> <p>1) 必須業務実績報告</p> <p><u>認定期間内に実践した異なる種類の小児薬物療法に関する薬学的ケアの報告をいい、以下の通りとする(1単位/症例)。</u></p> <p><u>ア. 最初の更新にあたっては各年3単位以上取得すること。ただし、各年に報告できる報告数は、再提出を除いて5例を上限とし、各年の認定期限後2ヵ月までに提出する。</u></p> <p><u>イ. 更新後は必須としない。提出できる報告数は6例を上限とし、認定期間内のいずれかの時点で1回で提出する。</u></p> <p>なお、研修センターは「必須業務実績報告」を評価するため、「必須業務実績報告評価者」を委嘱する。<u>単位付与の可否、再提出の可否は「必須業務実績報告評価者」が決定する。</u></p>

附則

平成 24 年 6 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正（消費増税に伴い「5. 手数料」の項改正）

平成 26 年 11 月 20 日 改正（「3. 認定試験結果通知書」を新設し、全項改正）

附則

平成 24 (2012) 年 6 月 1 日 制定

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日 一部改正（消費増税に伴い「5. 手数料」の項改正）

平成 26 (2014) 年 11 月 20 日 改正（「3. 認定試験結果通知書」を新設し、全項改正）

平成 28 (2016) 年 12 月 1 日 一部改正（「5. 認定の更新」前文および（1）の②の1）「必須業務実績報告」改正。西暦表示を追記。）

附則

1. 本改正実施要領は平成 29 (2017) 年 4 月 1 日より施行する。但し、認定開始日が平成 29 (2017) 年 3 月 15 日までの認定者についても、最初の更新に必要な必須業務実績報告による単位数および更新後に必要な単位数等は改正後の実施要領を適用する。また、平成 29 (2017) 年 3 月 31 日まで研修センターに到着した必須業務実績報告は評価の対象とし、単位付与が認められた場合は更新の単位として算入できるが、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日時点で認定 3 年目にあり、15 例以上提出している場合はそれ以上提出できない。認定 2 年目までにあつて 15 例以上提出している場合は、残り年に、各年上限までは提出できる（再提出は上限に含まない）。

2. 平成 29 (2017) 年 3 月 31 日までに更新が認められた認定者について、この日までに研修センターに到着した必須業務実績報告については評価の対象とし、単位付与が認められた場合は次の更新のための単位として算入できる。但し、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日時点で既に 6 例以上提出している場合はそれ以上提出できない。6 例未満の場合は、6 例に不足している分を認定期間内に提出することができるが、1 回で提出すること。

<Q&A>

Q 1 : 2 回目以降の更新に必要な単位数は 20 単位となっていますが、それ以外の要件は初回更新の場合と同じですか？

A 1 : 認定期間のうちに必ず 1 回は小児臨床薬理学会学術集会に参加することは同じですが、各年取得すべき最低単位数は 3 単位となります。また、必須業務実績報告は必須ではなくなります (Q 5 参照)。

Q 2 : 最初の更新にあたって必要な必須業務実績報告の単位数について、もう少し具体的に教えてください。

A 2 : これまでの実施要領では各年 3 単位以上かつ 3 年間で 15 単位以上が必要でしたが、改正後は、各年 3 単位以上は変わりませんが、3 年間で 9 単位以上あれば良いこととなります。これはこれまでの認定者も含めて適用します (附則 1 参照)。但し、これによって更新申請が可能となって更新した場合、既に提出している必須業務実績報告で介入終了年月日が初回認定期限までにある未評価分の報告の評価は行いません。タイミングによって単位が交付されたとしても、それを次回更新のための単位としては使えません。

なお、改正実施要領が施行される 2017 年 4 月 1 日以降は提出できる報告数の上限が各年 5 例まで、3 年間では 15 例までとなることから、同日以降の認定者は、最初の更新にあたって算入できる必須業務実績報告の単位数は必然的に各年 5 単位、3 年間では 15 単位が上限となります。

Q 3 : 必須業務実績報告の提出方法について、もう少し具体的に教えてください。

A 3 : これまでは 3 年目の認定期限直前に一括で 3 年分提出することも認めていましたが、改正実施要領施行後は、全ての認定薬剤師について、各年の報告は各年の認定期限後 2 ヶ月までに提出していただくこととなります。例えば、1 年目の認定期間が 2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日の場合、2017 年 5 月 31 日までに 5 例まで提出できるということです。以降同様です。

なお、改正実施要領施行前の認定者の場合で、例えば施行時 (2017 年 4 月 1 日) が 2 年目にあたり、かつ 1 年目の必須業務実績報告を提出していない場合 (あるいは提出している 1 年目の必須業務実績報告が 5 例未満の場合) は、2 年目期限 2 ヶ月後までに 1 年目分と 2 年目分を提出することができます。3 年目は実施要領通りとなります (施行時が 3 年目にあたる場合も同様の考え方です)。

Q 4 : 附則 1 について、もう少し具体的に教えて下さい (単位数については Q 2 参照)。

A 4 : 認定開始日が 2017 年 3 月 15 日までの認定者については、2017 年 3 月 31 日までに研修センターに到着した必須業務実績報告は全て (15 例を超えていても) 評価の対象とし、単位付与が認められた場合はその単位を全て更新のための単位に算入できるということです。但し、4 月 1 日時点で認定 3 年目にあり、提出済の報告数が 15 例以上に達している場合はそれ以上、提出できません (再提出は含みません)。一方、例えば 4 月 1 日時点で認定 2 年目、15 例以上提出してしまっている場合、3 年目は 5 例までであれば提出できます。

Q 5 : 初回更新後の必須業務実績報告について、もう少し具体的に教えてください。

A 5 : 初回更新した後は必須とはしませんので、業務実績報告はなくても良いこととなりますが、業務実績報告によって単位取得をしたい場合は 6 例を上限として提出可能です。但し、提出は認定期間内のいずれかの時点で、1 回にまとめて提出して下さい。認定期間内であってもある時点で 2 例、それより後の別の時点で 4 例提出するという提出方法は認められません（この場合は最初に提出された 2 例のみが評価の対象となります）。なお、単位付与が認められた場合は介入終了年月日時点での単位となります。